

# 対内直接投資規制強化の 世界的傾向 — 国際投資法への示唆

Czech Investment Screening webinar - 外国投資スクリーニングとチェコ共和国の最新動向  
2021年12月14日

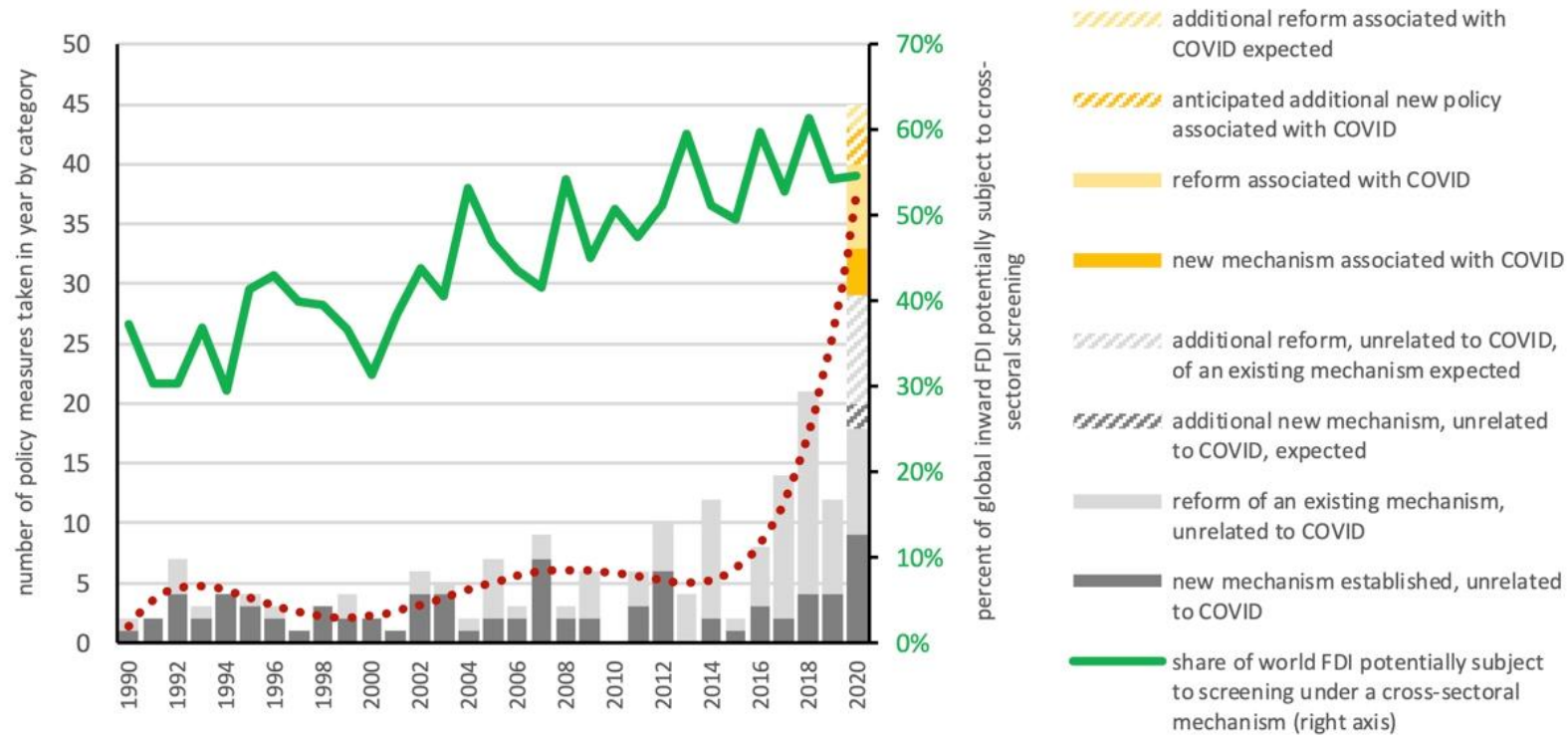
名古屋大学大学院国際開発研究科  
国際投資紛争解決センター（ICSID）調停委員  
エネルギー憲章条約（ECT）法律諮問委員  
石川知子

# 対内直接投資規制強化の世界的傾向

日本	2017年 2019年	外国為替及び外国貿易法（外為法） + 告示・政令の改正 「本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト」（2021年10月改訂）
米国	2018年	外国投資リスク審査近代化法(Foreign Investment Risk Review Modernization Act (FIRRMA))の制定（※規制例外国制度）
EU	2019年 2020年	「対内直接投資審査規則」採択（2019年4月発効、2020年10月全面施行） 「現在の危機下で重要な欧州の資産と技術を保護するためのガイドライン」公表（2020年）
豪州	2020年	外資買収法(Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975)及び外資買収法規則(Foreign Acquisitions and Takeovers Regulation 2015)の改正
英国	2021年	英国国家安全保障投資法(UK National Security and Investment (NSI) Act)制定（2022年1月4日発効）

# COVID-19と対内投資規制

**Figure 1. Introduction and reform of acquisition- and ownership-related policies to safeguard essential security interests (1990 to 2020)**



Source: OECD, Investment screening in times of COVID - and beyond (23 June 2020)

# 対内投資規制強化の背景

## (伝統的な対内投資規制)

- ▶ 安全保障を理由とする対内投資規制（例：資本移動自由化及び現在の不可視取引に関するOECD 規約（1961年）第3条）
- ▶ 機微な技術の流出防止、国内の防衛生産・技術基盤や重要インフラ保護

## (強化の背景)

- ▶ 中国による対外直接投資の拡大（クーカ買収、アイクストロン買収計画等による危機感）
  - ◆ 2016年から2019年の間、500万ドル以上の投資案件が安全保障を理由として阻止または中止された事案20件のうち、16件が中国（うち3件が香港）からの投資
  - ◆ 2019年10月8日 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会中間報告  
「2001年の中国 WTO 加盟後の自由資本主義体制への非対称的な組み入れは、知的所有権の保護、国家管理経済体制の否定といった西側価値観への収斂という期待された結果を生まなかった。むしろ、軍民融合の動きや国有企業保護、知的所有権の不当な入手といった国主導の経済政策への懸念が拡大している。」
- ▶ 「機微な技術」の範囲の飛躍的拡大

# 対内投資規制強化の背景

(強化の背景)

- ▶ サイバー脅威の多様化、データ保護の安全保障上の必要性の増大
  - ◆ IoTの普及, COLTS, SCADAシステム
- ▶ 各国の対内投資規制強化の動きとの連動

- ◆ 2019年10月8日 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会中間報告

「我が国自身が技術流出の「抜け穴」(ループホール=閾値、取締役選任等を通じた技術流出の措置等の観点で他より相対的に対内直接投資管理の水準が低い状況)となれば、機微技術の流出を通じた安全保障上の懸念はもちろんのこと、外国企業が日本企業との間で機微技術のやりとりを含むような事業上の関係を築くにあたりマイナスの影響を与えかねない。こうした事態を避けるためにも、我が国の対内直接投資管理について、早急に見直す必要があると考えられる。」



「保護障壁の競争」を産む？

# 国際法上の投資自由化義務との衝突

- ▶ 投資自由化義務：GATS（WTO）、投資協定
- ▶ 該当する投資協定が存在する場合（日本は、これまで51の投資協定を署名済）、投資家が、投資受入国による対内投資規制措置が、投資受入国の投資協定義務に違反する、と主張して、投資仲裁に訴えることが可能な場合あり。
- ▶ 例：Huawei/ZTE排除をめぐる各国の動き
- ◆ 2020年6月：アメリカ連邦通信委員会（FCC）による、Huawei/ZTEの「安全保障上の脅威」認定
- ◆ Huawei製品の第5世代（5G）移動通信システム向け設備からの排除（英国、豪州、スウェーデンなど）
- ◆ 2021年、Huaweiは、スウェーデン首相に対し、Huawei排除措置が「Huaweiの現地子会社に深刻な損害を与え、中国・スウェーデン間の二国間投資協定（BIT）の公正衡平待遇および最恵国待遇義務に違反する」旨の手紙を送付—投資仲裁の可能性

# 投資自由化義務違反回避のための方策

- ▶ 投資協定上、投資自由化義務と投資規制の衝突を回避するための方策
  - (a) いわゆる「留保条項」（例：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)第9.12条（適合しない措置））
  - (b) 安全保障例外条項

## CPTPP 第29.2条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。
- (b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。



「自己判断規定」の解釈

# 安全保障例外「自己判断規定」の解釈

WTOパネルによる最近の判断：加盟国は、安全保障上の重大な利益を決定するための広い裁量を有するものの、その裁量は、「誠実に (in good faith)」解釈・適用する義務により制約される。

- 通過運送に関するロシアの措置事件 (*Russia – Measures Concerning Traffic in Transit* (DS512), Panel Report of 5 April 2019)
- サウジアラビアによる知財保護停止事件 (*Saudi Arabia – Measures concerning the Protection of Intellectual Property Rights* (DS567), Panel Report of 16 June 2020)



# まとめ

安全保障措置の保護主義的濫用の恐れ	安全保障措置の必要性
国家安全保障概念の拡大・曖昧化	新たな安全保障上の脅威の多くは国境を問わない→一国への脅威は直ちに他国への脅威を意味
反グローバリゼーションの傾向と地政学的緊張関係—保護主義	新たな安全保障上の脅威は精査・証明が困難

手続の透明性：

OECD Secretariat., (2020). *Transparency, Predictability and Accountability for Investment Screening Mechanisms*